

令和6年 第7回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期 日 令和6年7月16日(火)

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月16日(火) 午後1時20分

2 開催場所 南会津町役場本庁

3 出席した委員

農業委員 10名

1 番	星 隆一	2 番	芳賀 美紀	3 番	平野 恒二
5 番	湯田 重行	6 番	湯田 義三	7 番	星 洋一
8 番	酒井 圭	9 番	渡部 一男	10 番	湯田 孝義
11 番	室井 文一				

農地利用最適化推進委員 2名

南郷第2	齋藤喜久男	田島第7	野中 勉 (傍聴)
------	-------	------	-----------

4 出席した事務局職員

事務局長	星 貴夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	木村美沙季
------	------	----------	-------	----	-------

5 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

## 6 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会  
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。  
日程第1「欠席委員の報告」についてであります。会議規則第4条  
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、4番、馬場崇裕  
委員であります。  
本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条  
第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則第10条の  
規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、1名に出席  
をしていただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則  
第20条第2項の規定により、5番、湯田重行委員、8番、酒井圭委員を  
指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい  
たします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。  
事務局からご報告をお願いします。

事務局 (事務局長 報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら  
お願いいたします。ありませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)  
ありがとうございます。  
質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。  
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委  
員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案書の3ページをご覧くださいと思います。農地法第3  
条の規定による許可申請についてということで、事件番号1番になりま  
す。譲渡人、●●●●●さん。無職。\*\*\*\*\*の方です。譲受人、○  
○○○さん。\*\*\*の方です。許可を受けようとする土地の表示につ  
きましては、\*\*\*\*\*番、地目は田、面積は□□□㎡、所有権の移  
転となっております。申請事由といたしまして、譲渡人は他市町村にす  
でに居住されており、経営の縮小をされると。譲受人は譲り受けて経営  
規模の拡大を行う、という中身となっております。△△△△円で売り渡  
すこととなっております。続きまして、農地法第3条の許可の各要件に

ついて説明いたします。1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りいただきましたところ、本人150日となっており、目安としている年間150日の要件はクリアしていると思われま。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることは無いと思われま。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、耕運機を保有しており、当該申請農地を含め、全ての農地を効率的に耕作管理することができると思われま。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査いただきました結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。  
地区担当調査員の南郷第2区、齋藤喜久男推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷2 (齋藤喜久男) 7月初めに、本人に直接お会いして調査をしました。調査の内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件4つについてであります。まず申請理由ですが、譲渡人は他市町村へ居住により農業廃止し無償で譲渡を行い、譲受人は贈与を受け家庭菜園を行うものです。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、本人が100日、妻が150日となっており、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることは無いと考察されます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、農業用機械などは保有しておりませんが、自宅裏で家庭菜園を行うものであり、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題は無いと思われま。最後に、農地所有適格法人要件

につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

6番 (湯田義三) 譲渡人と譲受人、このお二人の関係について教えていただきたい。

南郷2 (齋藤喜久男) ●●●さんはもともと近所の人で、友達だったと思われます。

議長 事務局から補足はありますか。

事務局 (係長) 齋藤推進委員から説明があったとおり、隣近所の方で、以前から〇〇〇さんが農地を管理して草刈りなどされていたようです。この際譲り渡したいと●●さんから話があり、〇〇〇さんの方から農業委員会に相談があった、というような状況です。

6番 (湯田義三) 無償でいいんですよね。

事務局 (係長) 無償なんですけど、話を聞いた中でどういった状況で譲り受けるのか該当するものが無かったので、贈与を受けて、農地を家庭菜園だとか、荒らさないように管理したいというのが〇〇〇さんの意向だったので、一番該当するであろう理由をつけさせていただきました。なので、親戚関係とかではなく、隣近所で昔からの付き合いがある感じでした。

議長 〇〇〇さんの年齢は何歳ですか。

事務局 (係長) 〇〇〇さんは◇歳、●●さんは◆歳です。

議長 他に質疑はございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

- 議 長 次に、事件番号3を議題といたします。  
地区担当調査員の田島第5区、湯田雄市推進委員の親族に関する事件のため、10番、湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いします。
- 10番 (湯田孝義)事件番号3の、譲渡人、●●●●さん、譲受人、○○○○さんの件について報告いたします。7月3日に電話で、●●●●さんと○○○○さんに確認を取らせていただきました。まず、申請理由ですが、譲渡人は兼業による経営縮小のため△△△△円で売り渡し、所有権移転を行い、譲受人は当該申請農地を買い受け経営規模の拡大を行うものです。次に農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、本人が150日、長男150日となっております、目安としている年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。2点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることは無いと考察されます。3点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、田植機、コンバインなどの大農機具を保有しており、全ての農地を効率的に耕作管理することに問題は無いと思われまます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願ひます。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第1号の審議を終了します。
- 議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 (木村) 議案第2号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書6ページをご覧ください。利用権設定7月分の内訳になります。再設定は田んぼのみで、1筆、□□m<sup>2</sup>。新規設定は畑のみで、32筆、□

m<sup>2</sup>。合計、33筆、□□□m<sup>2</sup>となっております。7ページから8ページに一覧がございます。次に、農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定について説明いたします。9ページに一覧がございますので確認していただければと思います。今回の一括方式での設定は9件となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (木村) 議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明します。議案書11ページに一覧がございます。こちらは、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされました、耕作者の変更に伴う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により意見を求められておりますので、議案書のとおり適当と認めてよいか伺うものです。なお、再転貸を受ける耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について条件を満たしていることが確認できています。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きます。日程第7「議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 （木村）議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）追加分に対する意見について説明します。追加分の議案書の2ページに一覧がございます。こちら先ほどの議案第3号と同じく、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされた、耕作者の変更に伴う再転貸になりますので、適当と認めて良いかご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

事務局 （「ありません」の声あり）  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし。」の声あり）  
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。  
次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （事務局長 業務日程について説明）

議 長 説明が終わりました。何か質問ございませんか。

議 長 （「ありません」の声あり）  
質問がないようですので、その他に入ります。  
農業委員会互助会の清算について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （係長 農業委員会互助会の清算について説明）

議 長 次に、全国農業新聞の購読拡大運動について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （係長 全国農業新聞の購読拡大運動について説明）

議 長 次に、新しい農業委員会委員の任命について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 新しい農業委員会委員の任命について説明)

議長 皆様の方から質問がありましたらお願いします。ございませんか。

(湯田義三 追加議案と差替資料について、今後の対応について確認)

議長 他に皆様からご質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 無いようなので、次に移ります。

今回、任期満了により退任される農業委員の皆様からご挨拶をいただきたいと思えます。

(平野恒二 挨拶)

(渡部一男 挨拶)

議長 本日欠席しております、馬場崇裕委員も退任されます。退任される皆様、本当に長い間お疲れさまでした。今後も益々のご活躍、ご健勝を心よりお祈り申し上げます。

最後になりますが、代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 3人の方々、南会津町の農業委員会発展の先駆者となって活躍されてきたと思えます。今後も新人の方々にアドバイス等していただければと思います。これを持ちまして終了といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時4分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議長

5 番

8 番

